

令和5年（2023年）第11回 枚方市教育委員会  
定例会議案書

日程 1	教育長報告
---------	-------

案 件 名		
日程 2	議案第22号	枚方市立小中学校教職員人事基本方針及び令和6年度枚方市立小中学校教職員人事取扱要領について
日程 3	議案第23号	議会の議決事項（令和5年度補正予算（第6号）（教育関係）について）の意思決定について

○開催日時 令和5年（2023年）11月21日 午前10時00分から  
○開催場所 輝きプラザきらら3階 教育委員会室

## 議案第22号

### 枚方市立小中学校教職員人事基本方針及び 令和6年度枚方市立小中学校教職員人事取扱要領について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第2条第1項第1号の規定により、次のとおり教育委員会の議決を求める。

令和5年（2023年）11月21日

枚方市教育委員会  
教育長 尾川 正洋

#### 1. 内容

次ページのとおり

## 枚方市立小中学校教職員人事基本方針

令和5年 月 日制定  
枚方市教育委員会

枚方市教育大綱、枚方市教育振興基本計画に基づき、「夢と志を持ち、可能性に挑戦する“枚方のこども”の育成～子どもたちの未来への可能性を最大限に伸ばす枚方の教育～」を教育理念とし、「学びあい、つながりあい、一人ひとりの未来をひらく～自立、協働、創造に向けた主体的な学びを支え、可能性を最大限に伸ばす～」を教育目標に掲げ、各学校において、個別最適で協働的な学びを通じて、主体的対話的で深い学びを実現し、将来の社会的自立をめざした児童生徒のウェルビーイングの向上と、そうした児童生徒を育成する教員のウェルビーイングの向上をめざした教育環境の実現をめざす。

教育に対する市民の期待と要望にこたえ、本市における学校教育の健全な発展を期するために、校長による秩序ある学校運営と教育意欲の高揚をめざし、教職員組織の充実を図るために、下記の事項に重点をおいて適正な人事を行う。

### 記

- 1 児童生徒数の増減及び各学校の実情を踏まえた適切な定数管理のもとに、計画的に人事異動を行う。
- 2 教職員としての経験を豊かにし、力量を高めるため、配置換及び校種間、広域異動等の交流人事を積極的に進める。
- 3 校長・教頭等の任用に際しては、その職責にふさわしい高い識見と指導力を備えた人材を登用する。その際、女性教職員の管理職登用を積極的に推進する。また、本市の教育理念、教育目標を実現していくため、校長には、学校組織のリーダーとして、教育者としての資質や的確な判断力、決断力、危機管理等のマネジメント能力に加え、様々なデータや学校がおかれた内外環境に関する情報について収集・整理・分析し共有するアセスメント能力や、学校内外の関係者の相互作用により学校の教育力を最大化していくファシリテーション力を求める。
- 4 本市のめざす教育及び各学校の教育目標の達成を図るため、全市的視野に立ち、適材を適所に配置する。その際、支援教育は人権教育の根幹であるとの考えから、全ての新規採用教諭が概ね10年目までの期間内において、支援学級の担任または通級指導

教室の担当を経験することとなる状態をめざすとともに、採用から10年以上経過した教諭についても、支援教育に関する経験を組み込むことを重視する。

- 5 教員等の継続的かつ効果的な資質の向上を図るため、キャリアステージに求められる資質向上の推進体制も含め、育成の観点を踏まえた人事配置を行う。その際、組織的な学校運営体制を構築するため、校務の要となる首席の育成や、指導力に卓越した指導教諭等の育成の観点を踏まえた全市的な人材育成体制の構築を図る。

## 令和6年度 枚方市立小中学校教職員人事取扱要領

令和6年度枚方市小中学校教職員人事については、「枚方市小中学校人事基本方針」に基づき、大阪府教育委員会との連携のもと、次の事項に重点をおき、計画的に実施する。

### 1 校長及び教頭の人事について

学校の総括的な責任者として学校経営にあたる校長と、これを補佐すべき教頭については、高い識見と管理能力及び教育改革実現に向けた積極的な態度が求められるため、校長及び教頭については、学校運営上の効果等を考慮し配置する。

#### (1) 異動等

- ①学校運営上の能力等を十分考慮し、学校の実情を勘案の上、特色ある学校づくりを推進し、子どもたちに「生きる力」を育み、保護者・地域住民から「信頼される学校づくり」を推進するため、適材を適所に配置する。
- ②様々な教育環境を経験し管理職としての資質向上を図るため、校種間異動や他市との人事交流等について、積極的に推進する。

#### (2) 任用

- ①優れた人材を幅広く任用するため、各選考要領に基づき適正に選考を行い、大阪府教育委員会に内申する。その際、支援教育の経験も含め総合的に考慮する。
- ②年齢、経歴にとらわれることなく、柔軟な発想や企画力、組織経営の手腕など、優れたリーダーシップを有するものを任用する。
- ③任期付校長については、必要に応じて任用する。
- ④暫定再任用校長、暫定再任用教頭については、必要に応じて任用する。
- ⑤年度末年齢60歳において、原則役職定年制を適用し、必要に応じて特例任用校長を配置する。

### 2 教職員の人事について

校長の魅力ある学校づくりの推進と、教職員の学校運営への参画を踏まえ、教職員の意欲の向上を図る人事を推進する。

#### (1) 異動等

- ①主任制をはじめとする秩序ある学校運営体制の確立と教育改革推進のため適正に行う。その際、校長の具申及び指導経過を尊重する。
- ②教職員の一層の資質向上と、学校の活性化とともに人事の硬直化を防ぐため、現任校における勤務年数は、概ね4～6年を目途とし、学校運営上必要に応じて、計画的に行う。  
※なお、教諭に関する異動年限については、移行期間を設ける。  
令和5年度末；これまで通り、概ね6年を目途として異動。  
令和6年度末：5～6年を目途として異動。

令和7年度末：4～6年度日途として異動。(移行期間完了)

③様々な教育環境を経験し教職員としての資質向上を図るため、校種間異動や他市との人事交流、教育大学附属小中学校への人事交流等について、積極的に推進する。

(2) 退職

暫定再任用制度等の大阪府教育委員会が実施する退職後の諸制度や枚方市独自の事業に係る講師等について、趣旨の周知徹底を図るとともに、その有効活用に努める。

(3) その他

安心・安全な学校教育の確立のため、教職員の服務規律の徹底は学校教育の土台である。特に、児童生徒性暴力防止に関しては、教職員による児童生徒へのわいせつ行為については厳しい処分の対象となることを周知することを含め、外部専門家による研修やロールプレイ形式、ディベート形式の研修等効果的な工夫を図り、繰り返し計画的に取り組む、教育公務員としての資質向上を図ることを重視する。